



狙いはあくまで支所統廃合

市民には不便押し付け

ごまかし「実施案」を公表

大津市が「市民センター機能等のあり方」の新たな案を、2月1日に公表した。36学区にある各支所を2024年度までは存続させる、などとしている。しかし、新たな案を読み込むと、市の狙いはあくまで市民センター（支所）の統廃合にあり、7割の支所で機能が縮小され、市民の利便性が向上することは皆無で、ただ不便を押し付けられるだけと言ってよい。

新たな案によると、市は2024年度まで全36支所を存続させ、職員を配置すると言いつつ、2020年4月から、25の支所で窓口機能を大幅に縮小する。その一方、市民センター内にある公民館を2022年度内に、新たな自治組織「まちづくり協議会」が運営するコミュニティセンターに移行させ、その上で、36支所を11の組織に統廃合しようとしている。

市は、対象の学区ごとに、最大100万円の補助金を出し、まちづくり協議会の設置を急がせる。

公民館のコミュニティセンター化について「準備が整った学区から順次移行する」とし、新たな案は結局、従来の「素案」に沿った「市民センター統廃合案」であることには変わりはない。

大津市の総予算（年間）は、2224億円（2018年度）だが、6億円の削減をするため、市民サービスの拠点である市民センターの統廃合を進められている。

2018年度の総予算は、前年度比で28%増加している。

2019年2月1日公表「実施案」



25学区の支所機能は激減

11基幹支所（葛川、大石、和邇、堅田、坂本、逢坂、平野、膳所、晴嵐、瀬田、瀬田北）のうち、葛川と大石以外の9学区の支所の窓口業務が、午前9時から午後5時までとしている。基幹支所でない25学区の窓口業務は、9時から午後3時に限られる。

さらに、25学区の支所では、公共料金の取り扱いを廃止し、出生届や転入届、印鑑登録などの届け出もできない。25学区の利用者は、明らかに不便を強いられる。

自治連中心の

「まちづくり協議会」へ移行

コミュニティセンターは、新たな自治組織の「まちづくり協議会」が担う。新しいとはいえ、中心母体は学区の自治連合会である。「実施案」でコミュニティセンターは、まちづくりの拠点になるとして、地域住民が気軽に集い、学べる場所など4つのイメージをあげている。しかし「従来の公民館活動ではできないことなのか？」という、意見交換会で出た疑問の声について、検証した資料はない。

2018年度から「まちづくり協議会」を設立した学区の支援金は運営支援補助金と合わせると、100万円で、2020年度からは、60万円となる。支援金は、2022年度までしか出さないとしている。

設立支援補助金と運営支援補助金とは、どのような目的に使われるのか、そして、誰に渡されるのか、肝心のポイントが示されていない。まちづくり協議会を「作らない」という選択肢も示していない。